

## 田野町空き家等活用支援事業補助金交付要綱

(令和7年4月1日要綱第17号)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、移住者を含む開業希望者の誘致促進を図ると共に、町内に若者の交流や出会いのきっかけとなる場の創出を図るため、田野町空き家等活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、空き家バンクに登録されている物件を活用して、飲食店や居酒屋等を開業し、かつ、若者が集う場の創出を行う者に、当該物件の賃貸料金の一部（又は全部）を補助することにより、移住者を含む開業希望者の誘致促進を図ると共に、町内に若者の交流や出会いのきっかけとなる場の創出を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 田野町内に存在する空き家や空き店舗の賃貸を希望する所有者等から申込を受けた情報を公開し、空き家、空き店舗の利用を希望し登録をする者に対し、紹介を行うシステムをいい、田野町が所有し当該補助金の目的に合致すると認める賃貸物件を含むものをいう。
- (2) 所有者等 空き家バンクに登録する物件に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。ただし、宅地建物取引業を営む者を除く。
- (3) 月額家賃 建物賃貸借契約書に規定されている月額賃料で、共益費・管理費等を除いたものをいう。
- (4) 若者が集う場の創出 若者（20歳以上34歳以下）を対象としたイベントの開催を行うことをいう。

### (補助金の交付)

第4条 町長は、別表第1に掲げる要件に該当するときは、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (交付の対象者、対象経費、交付要件、補助金額及び補助期間)

第5条 補助金の交付対象者、対象経費、交付要件、補助金額及び補助期間は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の規定による交付対象者においては別表第1の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としないものとする。
  - (1) 市町村税等の滞納がある者。
  - (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による公的扶助を受けている者。
  - (3) 交付対象経費に対し、他の補助金を受けている者及び受ける予定がある者。
  - (4) 補助対象者又はその同一世帯員が過去にこの補助金の交付を受けたことがある場合。
  - (5) 田野町暴力団排除条例（平成23年3月8日田野町条例第1号）に規定する暴力団等。
  - (6) 風俗関連営業を行う者
  - (7) 前各号に掲げる者のほか、補助金の交付の対象として、町長が適当でないと認める事業を行う者。
- 3 第1項の規定により別表第1に定める補助金額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

#### (事業計画の承認申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、田野町空き家等活用支援事業費補助金事業計画承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、町長に提出し、その事業の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による承認申請を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、田野町空き家等活用支援事業費補助金事業計画承認（却下）通知書（様式第7号）により、申請者に通知する。

3 申請者は、町長の承認を得て、交付決定の前に事業に着手することができる。

#### (審査会)

第7条 町長は、第6条の申請を受理したときは、その内容を審査するため、田野町空き家等活用支援事業審査会（次項において「審査会」という。）を開くものとする。

2 審査会の設置及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### (交付申請)

第8条 申請者は、別表第1に定める時期までに田野町空き家等活用支援事業費補助金交付申請書（様式第8号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

#### (交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による交付申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、田野町空き家等活用支援事業費補助金交付決定通知書（様式第9号）により、適当でないときは、田野町空き家等活用支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第10号）により、当該申請者に通知するものとする。

#### (実績報告)

第10条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、別表第1に定める日までに、田野町空き家等活用支援事業補助金実績報告書（様式第11号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

#### (補助額の確定及び交付)

第11条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、申請者へ田野町空き家等活用支援事業費補助金交付確定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

2 交付決定者は、前項の通知を受けたときは、田野町空き家等活用支援事業費補助金交付請求書（様式第13号）により、町長に請求しなければならない。

3 町長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

#### (禁止行為)

第12条 交付決定者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当該補助金の補助対象となった物件を、当該補助金の目的以外に使用すること。

(2) 当該補助金の補助対象となった物件を、転貸し又はその使用権を譲渡すること。

#### (補助金の交付決定の取り消し等)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段に補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件（別表第1に規定する交付要件）、その他この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前条に規定する行為を行ったとき。

(4) この要綱に基づく町長の指示に従わないとき。

(5) その他町長が適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定による取り消しをしたときは、田野町空き家等活用支援事業費補助金交付確定取消通知書（様式第14号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、田野町空き家等活用支援事業費補助金返還命令書（様式第15号）により、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

2 前条及び前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の確定があった後においても適用されるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条、第8条、第10条関係）

交付対象者	<p>(1) 空き家バンクに登録されている物件を活用して飲食店や居酒屋等を令和7年4月1日以降に新たに開業する者。</p> <p>(2) 中芸地区商工会又は金融機関（融資を受けて事業を行う場合）から指導、助言を受けて行う事業者であること。</p> <p>(3) 中芸地区商工会又は金融機関（融資を受けて事業を行う場合）から適切な事業計画を有しているものとして推薦を得ていること。</p> <p>(4) 中芸地区商工会の会員である者又は補助金交付申請時点で中芸地区商工会へ加入申込書を提出する者。</p>
交付対象経費	空き家バンクを利用した建物賃貸借契約の月額家賃とする。
交付要件	空き家バンクに登録されている物件を活用して飲食店や居酒屋を新たに開業した後に、当該物件を活用して、若者が集う場の創出を年6回以上（2ヶ月で1回以上）行うこと。
補助金額及び補助期間	<p>補助金額は、賃貸者につき月額5万円を上限とし、月額家賃が5万円未満の場合は、その額とする。</p> <p>また、補助期間は最初に補助金を交付した月を含め連続する36か月分を限度とするが、補助金の交付申請・交付については当該年度ごとに行うものとする。</p>
交付申請の提出期限	空き家バンクに登録されている物件を活用して飲食店や居酒屋を開業し、交付要件である若者が集う場の創出（1回目）を実施した日から30日以内。
実績報告の提出期限	交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までとする。